

ベビーシッター 利用料金を補助します

小学1～3年生

狛江市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）



狛江市は学童クラブの待機児対策として、指定のベビーシッター事業者を利用した際、その利用料の一部を補助します。

1 対象となる方

狛江市内に住所を有し、次に掲げる要件を全て満たす保護者

○学童クラブへ入所申請し、保留となった保護者

○社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方又はベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
（保護者の仕事や通院、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象となります）
（保護者が一緒に保育し、子育ての相談や子育ての不安解消を図ります）

2 対象児童

小学1～3年生の児童

3 利用期間

4月1日から3月31日までの期間

※令和4年度のみ、令和4年8月1日（月）から令和5年3月31日（金）までの利用



4 利用上限

児童1人につき同一年度内144時間

5 補助金額（児童1人、1時間あたり）

7時～22時の利用上限2,500円

※同じ時間帯に「訪問型病児・病後児保育利用料助成事業」（子ども政策課所管）とは併用できません。

6 対象利用料

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供単価（税込）

※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は対象外です。

※勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が補助対象となります。

7 対象事業者

東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の認定事業者
詳細は東京都福祉保健局のホームページを参照ください（随時更新）。

〈[東京都福祉保健局]⇒[ベビーシッター利用支援事業]⇒[ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧]〉



8 保育基準

児童 1 人に対し、ベビーシッター 1 人による保育であること

※例外として、補助対象児童とその兄弟姉妹（人数や年齢を問わない）を、保護者等とベビーシッターが共同して保育を行う場合、保護者が契約で同意している時は、ベビーシッターが 1 人であっても補助対象となります。【例：保護者とベビーシッターで就学児を含む 3 人の保育も可能】

9 利用の流れ < 利用前に市に対する手続きはありません >

①東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」の認定事業者の中から利用したい事業者を選び、事業者と直接契約した上でサービスを利用してください。

※契約をする際、「**東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい**」と必ず伝えてください。

②ベビーシッター事業者へ利用料金を支払うとともに、以下の書類の交付を受けてください。

○ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書（発行日が利用日以前の日付であること）

※この証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たしているかを確認するためのものです。補助金の交付申請をする際に必要となります。

○利用した児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳等が分かる書類

○領収書

③指定の期日までに市へ補助金の交付申請をしてください。



10 補助金の交付申請

以下の必要書類を児童育成課へ提出（郵送または持参）してください。

●**必要書類**● 提出書類は返却できませんので、必要な方は提出前にコピーをお取りください。

- ①狛江市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書
- ②ベビーシッター（一時預かり）利用内訳表【利用対象児童ごとに作成してください】
- ③狛江市ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金請求書
- ④ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
- ⑤利用した児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳等が分かる書類（利用明細書等）
【⑥の領収書で確認ができる場合は省略可能】
- ⑥領収書【原本に限る】
- ⑦【該当者のみ】クーポン利用や勤務先の福利厚生等で減額されたことが分かる書類（写し）

※①～③は市の所定様式（市のホームページからダウンロード可能）。

ホームページの記載例を参照の上、各書類に捨印も押してください。

※④～⑥はベビーシッター事業者が発行（④⑤は写しでも可能）



●交付スケジュール●

交付申請の受付日	補助金の支払時期（目安）
4月1日～7月31日	8月～9月
8月1日～11月30日	12月～翌年1月
12月1日～4月20日	5月



※申請は利用月に関わらず随時受け付けますが、当該年度の利用分は必ず4月20日までにご提出ください。締切後、年度を遡っての申請受付はできません。

※受付月の末日が土・日曜日の場合は翌月曜日までとなります。

※令和4年度は8月1日からが対象となります。

11 その他の留意事項

○本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（厚生労働省ホームページ）をご確認ください。

○市は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

Q&Aをもっと詳しく教えてください



Q 子どもが学童クラブに入所していても申請できますか？

A 待機児童が対象となりますので、学童クラブに入所している方は対象となりません。

Q 共同保育を必要とするとはどのような場合ですか？

A ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ったりするものです。

Q 対象の児童とは、何年生までの児童を指しますか？

A 小学校に入学している1年生～3年生までの児童を指します。

Q 利用できる時間帯はいつですか？

A 午前7時～午後10時までの間の時間帯です。

Q 利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか？

A 同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。

Q 生活保護世帯や住民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助などの仕組みはありますか？

A 全額補助等の仕組みはありません。補助金額は、所得に関わらず上限額までとなります。

Q ベビーシッターに関する費用のうち、どこまでが補助対象となりますか？

A 事業者へ支払った利用料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込）のみが補助対象となります。それ以外の、入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代実費や、サービス提供に付随する料金（家事援助、兄弟姉妹の送迎ほか）等は補助対象外です。

Q 保育と家事援助を同時に依頼した場合、補助対象となりますか？

A 保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。ベビーシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。

Q 入会金が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか？

A 利用料金の内訳の中で、保育料に該当する部分が明確になっていれば保育料のみ補助対象となります。(入会金部分は対象外)

Q クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか？

A 割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)は補助対象となります。利用したクーポンや福利厚生の内容等、割引を受けたことが分かる書類を、申請書に添付してください。

Q 対象の利用料は、「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか？

A 保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみや家事援助といった保育を含まない形のサービスは補助対象となりません。

Q どの事業者を使えばいいのでしょうか？

A 東京都福祉保健局のホームページ(「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者一覧」)に記載の事業者を利用した場合のみ補助対象となります。

Q 保育基準に「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあるが、兄弟姉妹2人(2人とも補助対象児童)で利用したい場合、保護者が必ず在宅しなければならないのでしょうか？

A 保護者が不在の場合は、児童1人につき1人のベビーシッターを依頼することで利用可能です。2人の児童を保育する場合は、2人のベビーシッターを依頼するか、保護者の方が在宅である必要があります。児童ごとに利用内訳表へ記載してください。

Q 双子で利用していて、少しの時間保護者が外出する場合、一時的にベビーシッターが1人で2人の子どもを見る時間がありますが、補助の対象となりますか？

A 児童1人にベビーシッター1人による保育が補助要件ですので、保護者が外出している時間帯は補助対象となりません。保護者が在宅勤務等で、子どもに何かあった際に対応できるような場合は、2人分が補助対象となります。利用明細にその旨をご記載ください。

Q 事業者と契約する際に、注意すべき点はありますか？

A 契約前に厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(厚生労働省ホームページ)をご覧ください。契約する際に「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」と必ず申し出てください。

Q 「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、事後に交付を受ければ申請できますか？

A 要件証明書は、必ず利用前に交付を受けてください。発行日は、利用日当日以前の日付であることを確認してください。

Q 交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか？

A 令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。

※市に提出した書類等に虚偽があった場合、事業者への料金の支払いを滞納された場合、利用約款の規定が守られていないことが判明した場合には、この事業はご利用いただけなくなります。

補助金に関する問合せ・申請先

狛江市子ども家庭部児童育成課放課後対策推進担当

〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5

電話03-3430-1281/メール houtait@city.komae.lg.jp

